

**欧米豪市場におけるインフルエンサー招請業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

2 業務名

欧米豪市場におけるインフルエンサー招請業務

3 業務の背景及び目的

札幌市では、滞在期間の長期化や観光消費額の増加を目的に、欧米豪市場を重点市場としたプロモーションを実施してきている。

日本政府観光局の発表によると、2024 年度の訪日外客は過去最高、欧米豪の多くの国からの訪日外客も過去最高を記録しているところである。

今後も訪日客の増加が見込まれる中、観光庁が進める地方分散を踏まえながら、訪日旅行の訪問先を探す訪日検討層を札幌・北海道に着実に誘導し、来札・来道観光客の更なる増加に繋げていくことが重要である。

そこで、今回は訪日検討層に発信力のあるインフルエンサーを招請し、動画を通じて札幌・北海道の魅力を発信することで、訪日検討層に対して札幌・北海道の旅行目的地としての興味関心の向上を図り、誘客を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和 7 年 12 月 19 日（金）までの所定の日とする。ただし、所定の日プロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は 12,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

(1) 対象市場

米国、豪州、英国

(2) ターゲット

各市場、下記を中心とした訪日検討者層

米国：ミレニアルズ*を中心とした中間層～モダンラグジュアリー層**

英国：20～30代を中心としたモダンラグジュアリー層

豪州：ミレニアルズを中心とした中間層～モダンラグジュアリー層

*1981年～1990年代半ば頃までに生まれた世代。「モノ」より「コト」としての体験や経験等を好む。

**若い世代を中心に拡大を続けている高価なものより文化、本物、体験といったものに対して価値を見出す富裕層。

(3) インフルエンサー招請

訪日検討者層に影響力のあるインフルエンサーを招請し、札幌のグリーンシーズン及び紅葉シーズンの魅力を発信すること。

なお、インフルエンサーは、YouTube動画を主要な媒体として発信を行っている者であること。

ア 招請時期

① グリーンシーズン：令和7年7～8月頃

② 紅葉シーズン：令和7年10月頃

悪天候時などに備え、体験の日程については、変更や延期等柔軟に対応できるような体制を整えておくこと。

また詳細な体験の時期は、委託者と協議し、決定すること。

イ 取材日数

4泊5日程度

ウ 取材地

札幌市内。なお、札幌から道内近隣地域への日帰り旅行行程を1日程度まで加えることができるものとする。ただし、宿泊地は札幌市内に限ることとする。

エ 招請するインフルエンサー

対象市場の訪日検討者層に影響力のあるインフルエンサーを選定するこ

と。影響力については、単にフォロワー数のみを基準とするのではなく、当該インフルエンサーが通常発信を行っている動画の再生回数やエンゲージメント数についても考慮すること。

なお、豪州市場に対しては、ファミリーで過ごす旅の魅力を訴求可能なインフルエンサーを少なくとも1組は選定すること。

オ 招請者数

6組以上

なお、グリーンシーズン・紅葉シーズンそれぞれの時期に招請するインフルエンサーの割り当てについては、各時期3組以上とすること。

カ 内容

札幌・北海道ならではの四季の魅力や食・自然・歴史・文化・温泉等の紹介を通じ、日本の他地域とは差別化された魅力の発信を行うこと。なお、単なる情報発信ではなく、インフルエンサー等が楽しむ様子を通じて、視聴者がよりリアリティを感じられるような内容であることが望ましい。

キ 動画制作言語

英語

ク 発信

招請するインフルエンサーのYouTubeチャンネル等に、制作した動画等を掲載すること。掲載後の効果把握（動画再生数やエンゲージメント等）についても詳細を把握し報告すること。また制作した動画については、令和7年度以降も継続して掲載すること。

ケ Visit Sapporo ウェブサイト・SNS との連携

当実行委員会が運営する海外向けの札幌市公式観光ウェブサイト・SNS（Visit Sapporo）との連携の可能性についても検討し、目的の達成に向け、効果的な連携が可能である場合は、その連携内容を提案すること。なお、連携の内容については、契約候補者選定後に、委託者と協議し、最終決定すること。

<Visit Sapporo>

ウェブサイト：<https://visit.sapporo.travel/>

Instagram（英語）：<https://www.instagram.com/visit.sapporo/>

Facebook（英語）：<https://www.facebook.com/visitsapporo.en/>

※サイト・SNSの連携にあたり発生する費用は本事業費に含めること。

コ 意見交換会

招請するインフルエンサーの体験終了後に、今後の札幌市への誘客促進に寄与すべく、コンテンツの磨き上げや認知拡大に繋げるため、一般旅行者目線で意見聴取し、委託者を交えた意見交換会を行う機会を用意すること。

サ 留意事項

- ・発信の中では、札幌・北海道は首都圏やゴールデンルート等と組み合わせ、周遊可能な地域であることについて訴求を行うこと。
- ・個人旅行者の周遊の利便性やオーバーツーリズム対策に資する体験・サービス等も含めて発信すること。
- ・札幌は下記のブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、発信内容はブランドイメージを損なわないよう留意すること。

※ 通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト

Sapporo, North Capital Backed by Nature

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができ、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しみを提供する。

(4) 招請中の写真・動画の撮影及び納品

今後、当実行委員会や札幌市のプロモーション（主な用途：ウェブサイト・SNS、WEB 広告等）で使用することを想定し、招請に合わせて、対象市場の一般消費者に対し、札幌の四季の魅力や食・自然・歴史・文化・温泉等の魅力を効果的に伝える写真や動画を撮影・収集し、納品すること。

なお、写真については必須とするが、動画については提案によるものとする。

ア 写真・動画の規格

写真：JPEG データ、350dpi 以上

動画：MP3 データ、画角(アスペクト比)は 16:9 とし、
画質クオリティはハイビジョン(1080 p 相当)

イ スポット・コンテンツ

写真は 10 スポット・コンテンツ以上、20 枚以上とする。

動画は提案によるものとする。

ウ 使用期間

事業終了後から 2 年間以上

エ 成果物の帰属

① 受託者は、委託者に対し、写真・動画（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

② 受託者は、写真・動画に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

③ 受託者は、委託者に対し、受託者が写真・動画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。

また、写真・動画の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 実施結果の報告

業務完了期限までに、実施概要、実施結果及び効果をとりまとめて報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにすること。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。

(1) 実施方針

対象市場における海外旅行動向・訪日旅行動向・市場特性・トレンドや対象市場・ターゲットに響く札幌の魅力等について分析し、本事業実施にあたっての基本的な考え方、企画の特徴等を示すこと。

(2) インフルエンサー招請

ア 招請するインフルエンサー

招請するインフルエンサーの概要（フォロワー数、YouTube での動画掲載実績、アカウントで発信するコンテンツの内容、視聴者の属性等）を示すこと。

イ 動画制作本数

制作する動画の本数を示すこと。また、1 本あたりの動画の時間（分数）等の想定を示すこと。

ウ 招請時期、取材行程

招請時期及び取材行程（泊数、取材コンテンツ等）を示すこと。また取材コンテンツの概要及びそれらを選定した理由を併せて示すこと。

エ 内容

各動画のテーマ・コンセプト、構成、コンテンツの想定等の制作内容を示すこと。

オ Visit Sapporo との連携・独自提案

また、当実行会が運営する海外向けの札幌市公式観光ウェブサイト・SNS（Visit Sapporo）を活用する場合には、連携案を提案すること。

また、インフルエンサーの制作する動画を掲載する YouTube 等以外に、効果的に札幌・北海道の魅力発信を発信できる SNS やその他の手段があれば提案を行うこと。

カ 意見交換会の実施

意見交換会について、開催概要を示すこと。

(3) 招請中の写真・動画の撮影及び納品

ア 写真・動画撮影方針

今後の主な用途を踏まえた、写真・動画の撮影方針を示すこと。

イ 撮影スポット・コンテンツ、枚数、使用期限

インフルエンサー招請の中で撮影を行うスポットやコンテンツの想定及びその理由、枚数（動画を撮影する場合は本数）、使用期限を示すこと。

(4) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。
また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和7年5月12日(月)
イ 参加申込書の提出期限	令和7年5月23日(金) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年6月3日(火) 12時00分必着

エ ヒアリングの実施	令和 7 年 6 月中旬
オ 選定結果の通知	令和 7 年 6 月中旬
カ 契約締結	令和 7 年 6 月中旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会（札幌市観光・MICE 推進課）へ持参又は郵送により提出すること。

- ア 参加申込書（様式 1） 1 部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4 縦、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3 部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 12 部
- ウ 上記イの P D F データ（C D 又は D V D - R） 1 部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式 2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和 7 年 5 月 19 日（月）12 時 00 分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)「欧米豪市場におけるインフルエンサー業務」質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の的確性 (7-(1)関係)	実施方針は、提案説明書の理解や対象市場の特性への理解・分析に基づき、適切に策定されているか。	10
インフルエンサー招請 (7-(2)関係)	招請するインフルエンサーは、ターゲットに対し、発信力・影響力があり、効果的に札幌・北海道への興味関心の向上を図ることが期待できるか。	30
	インフルエンサーによる情報発信（発信内容、発信の分量、発信媒体等）は、効果的に札幌・北海道の魅力を訴求できるものであるか。	30
招請中の写真・動画の撮影及び納品（7-(3)関係)	撮影方針の策定は適切であり、対象市場において訴求力のあり、実用性の高い写真や動画の撮影が期待できるか。	15
効果・目標の妥当性 (7-(4)関係)	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-(5)関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5

経費の妥当性 (7-(6)関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5
---------------------	---------------------	---

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約

候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 中西、小笠原
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メー ル kanko@city.sapporo.jp